



VOL.98

## トクちゃん新聞

8月号

熱中症にご注意！



平成27年8月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

先日、7月15日は**徳野会計事務所開業14周年**でした。自宅の1室でスタートして14年。いろいろありましたがお蔭様でおおむね順調です。この14年は会計事務所業界においては**激変の時期**でした。税理士報酬規定撤廃、広告規制廃止、パソコン会計の普及があり、また近年の各種IT機器等の発達。そんな流れになんとかしがみついて(?)います。



担当：徳野



「マイコモン」のシステム会社である**(株)名南経営コンサルティングさんの企画**で、**開業間もない税理士さん向けの塾**が8月8日に開講されます。12月まで月1回の5回シリーズ。その1回目のゲスト講師に呼んでいただきました。と言っても30分しゃべるだけですが…。それにしても、こういうのに呼ばれるって、**自分がものすごい年をとった感じ**がしてへんな感覚です。14年前でも「**勇氣あるな～**」と言われつつ独立しましたが、そこからさらに環境的には厳しくなっている訳で、**なおさら勇氣が必要**になっていることと思います。業界の先輩として勇氣ある後輩達にエールを送る…なんてつもりはないですが、お話をさせていただくことをよい機会として、**自分のこの14年間と今後のこと**をちょっと考えたいと思っています。

みなさんは、**独立・社長就任当時** **どんなことを考えていました？**またお聞かせください。

◆本の紹介 **任天堂 “驚き” を生む方程式 「任天堂らしさ」とは？**

担当：小林



2015年7月11日に任天堂の代表取締役の岩田聡社長が、55歳の若さで亡くなりました。

岩田社長は、もともと天才的なゲームプログラマーでしたが、経営者としての実績も凄く、34歳で事実上倒産だったゲーム会社のHAL研究所の代表取締役に就任。**わずか6年で、15億円の負債を完済**し、経営再建に成功しました。その実績を当時の任天堂社長の故・山内氏に買われ、**42歳の若さで、任天堂の社長に就任**。その後、ニンテンドーDS、Wiiなど世界的な大ヒット商品を開発、一時は1兆8,000万円超の売上になりました。

**任天堂には、明文化された社訓も社是もありません。**ただ、山内氏から岩田社長に語り継がれている経営の哲学『**任天堂らしさ**』について、貴重なインタビューとともに、本書に記載されています。

「過去の任天堂の多角経営の失敗から、**娯楽産業に徹し、常に新しいものを創造し、独創的であり続ける。**」「娯楽産業であるがゆえに、常に飽きられ、成功の保証もない。そのため、巨額の投資はせずに、**潤沢なキャッシュを手もとに残す。**」「**家庭用ゲーム機として、お茶の間で愛されるように、基本性能を向上させる技術は捨てて『お母さん』にウケる技術を積極的に採用する。**」など、その他にも有名な『**枯れた技術の水平思考**』もエピソードとともに、紹介されています。

世界中で愛された経営者の早すぎる死に心よりご冥福をお祈りします。

書籍名：**任天堂 “驚き” を生む方程式** 著者：井上理 出版社：**日本経済新聞出版社**

◆**遺言控除導入！？**

担当：北岡



自民党政務調査会特命委員会は先月8日、遺言に基づいて遺産を相続すれば残された家族の相続税負担を減らすことができる**「遺言控除」**の新設を要望する方針を固めました。

亡くなられた方から相続した現預金や不動産などの財産にかかる相続税は、**遺産の総額から基礎控除額を差し引き、残りの額に税率をかけて算出**します。基礎控除額は今年1月から「**3,000万円＋法定相続人の数×600万円**」と**改正前の6割規模**となっており、遺言控除をこの基礎控除に上乘せする形で導入すれば、課税対象となる遺産の額を減らし税負担が軽くなります。

また遺言による遺産分割を促し**遺産分割をめぐる遺族間の争い防止**や、介護による貢献度に見合った遺産相続を進めるのも導入目的です。控除を受けるために有効な遺言の形式など制度設計に課題は残りますが**委員会**

**出席者からは異論は出なかった**ようです。委員会は**2018年度までの導入**を目指しています。

基礎控除枠の縮小により相続税のかかる人が**1.6倍から2倍に増える**と言われております。

相続税がかかるのか、かからないのか気になる方は是非弊社までお問い合わせくださいませ。



## ◆ 税務スケジュール(8月)

担当: 廣島



### 納税・申告関係

10日(月)	31日(月)
<ul style="list-style-type: none"> <li>7月分 源泉所得税の納付</li> <li>7月分 住民税の納付(特別徴収)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月決算法人 確定申告</li> <li>12月決算法人 中間(予定)申告</li> <li>9月12月3月 消費税3か月ごとの中間申告</li> <li>7月分社会保険料</li> <li>個人事業税 第1期分納付</li> <li>住民税 第2期分納付</li> <li>個人事業者 消費税中間申告</li> <li>振替納税の場合は9月29日(火)引落</li> </ul>



## ◆ マイナンバー制度の対応 Part4 ~個人番号を含む資料の安全管理~

担当: 岡村



### 人的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う事務担当者の監督、周知、教育を定期的に行うよう規定。  
たとえば、就業規則に「機密保持」についても織り込み、罰則規定を設けるなど。

### 物理的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う区域の管理として専用のスペースを確保する。施錠できるキャビネットでの保管。  
USBやDVD等で持ち出すときは、パスワードやデータの暗号化を行う事で被害を最小化する。  
廃棄については、焼却、シュレッダー、溶解処理等、復元できない方法で廃棄する。

### 技術的安全管理措置

情報をPC、システム等で取り扱う場合、

①ウイルス対策 ②アクセス制御 ③データ保管、業者へのデータのやり取りには暗号化やパスワードを必ず設定する。

マイナンバー法では個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重いものとなりますので、ご注意ください。

情報漏洩の約7割は社員からだそうです。  
マイナンバーの漏洩については**厳しい罰則**がありますので管理は十分にご注意ください。



## ◆ 間違えた金融機関常識

### 「借入れは少ない方が良い!？」

担当: 池田



金融機関対応に対する間違えた常識がまかり通っています。正確に理解した上での対応をお勧めいたします。

- 会社の有する現預金と借入額を比較してみました。正味の借入額は、以下のすべて2,000万円です。  
規模、業績等の事業状況が不明で正確に判断することは難しいですが、考え方として貴方はどの状況を選択されますか？

- A. 現預金額 300万円 借入額 2,300万円
- B. 現預金額 1,300万円 借入額 3,300万円
- C. 現預金額 2,300万円 借入額 4,300万円

- AIは借入額も少なく、現預金も少なくなります。負担する借入金利も少なくなります。

CIは借入額も多く、その分現預金も多くなります。負担する借入金利は増えます。

- AからCへは移行できないことがある、この事実を認識すべきです。

CからAへはいつでも移行できます。自らの意志で返済すればよいからです。

一方、AからCへの移行は、貸し出す金融機関の同意が必要になります。

- 経営の安全性、資金繰りに苦勞しない確率は、AよりCの方が、はるかに高いはずですが。

金利負担を考慮しながら『借りられる時に、借りられるだけ借ります。』とご提案しているのはこのためです。

(一般社団法人銀行融資プランナー協会 レポート抜粋)



## ◆ 3日坊主

担当: 廣島



年始に徳野より「スタッフブログを更新せよ」という指令がでたものの、既に7月!

丁度、参加させていただいたセミナーにてブログの効用を教えていただいたので、早速、3日間1日1記事ずつ更新してみました。

まさに3日坊主ですね。。

ほとんどの3日坊主になってしまわないよう、これから時折更新しようと思っています!

スタッフブログは  
<http://ft-tax.com/topics/>  
または、徳野会計HP  
トップページの右側のバナーから!



## ◆ 今月のクイズ みなし仕入れ率

担当: 廣島

平成26年3月に消費税施行令の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入れ率が見直されました。適用開始は平成27年4月1日以後開始課税期間から、見直されるのはその他事業とサービス業の一部です。

下の表の①と②は何%になるでしょうか?

事業の種類	みなし仕入れ率【改正前】	みなし仕入れ率【改正後】	
	卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	80% (第二種)	80% (第二種)	
製造業等	70% (第三種)	70% (第三種)	
その他事業	飲食店業 その他の事業 金融業及び 保険業	60% (第四種)	60% (第四種)
			① (第五種)
サービス業等	運輸通信業、 サービス業 (飲食店業を除く) 不動産業	50% (第五種)	50% (第五種)
			② (第六種)

[ 回答 ] ① 50%、② 40%

見直される事業は10%ずつみなし仕入れ率が下がります。